

義務教育学校「まくべつ学園」 に関する地域説明会

日時：令和6年7月24日（水） 18:30～
場所：町民会館 大集会室

1 義務教育学校について

1 義務教育学校とは

平成28年4月に、改正学校教育法が施行され、これまでの小学校、中学校に加え、「義務教育学校」が新たな学校種として位置付けられました。

小学校・中学校との違いは・・・

➤義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育（9年間）を一貫して行う一つの学校です。

小中一貫教育

小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

義務教育学校

新たな学校種（一つの学校）

➤ 一人の校長、一つの教職員組織

義務教育学校



修業年限: 9年

(前期課程6年+後期課程3年)

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態

➤ それぞれの学校に校長、教職員組織

例: 併設型小学校・中学校の場合

小学校



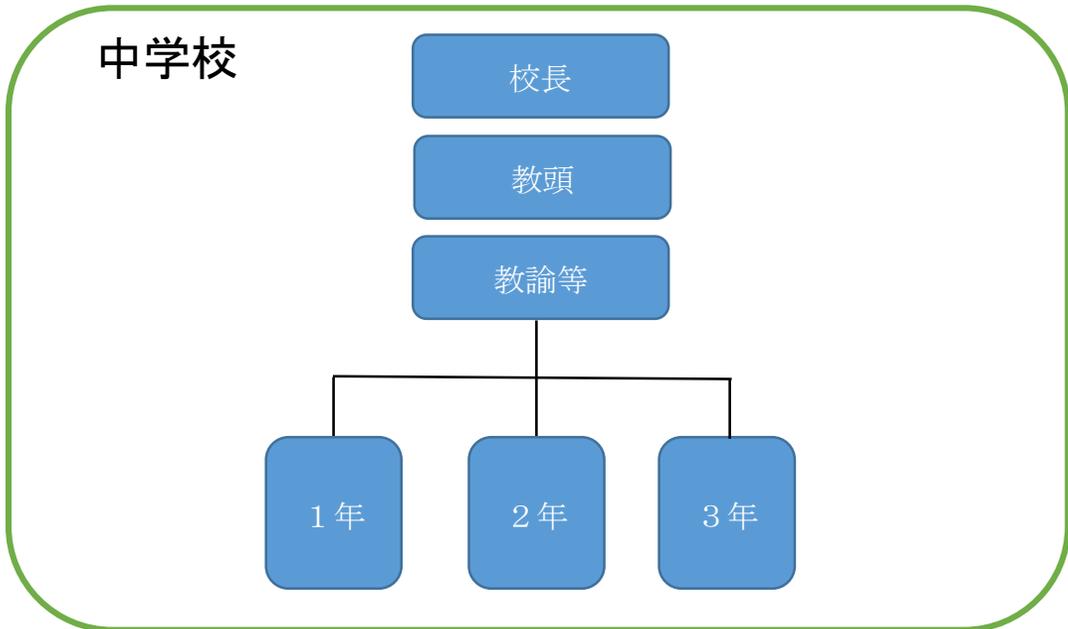
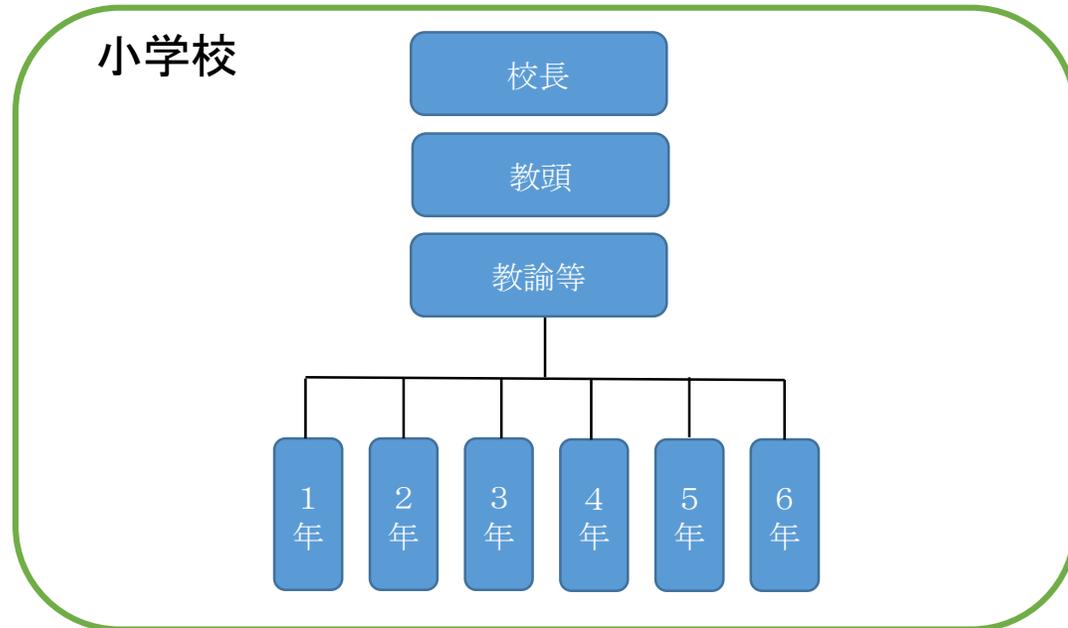
修業年限: 6年

連携



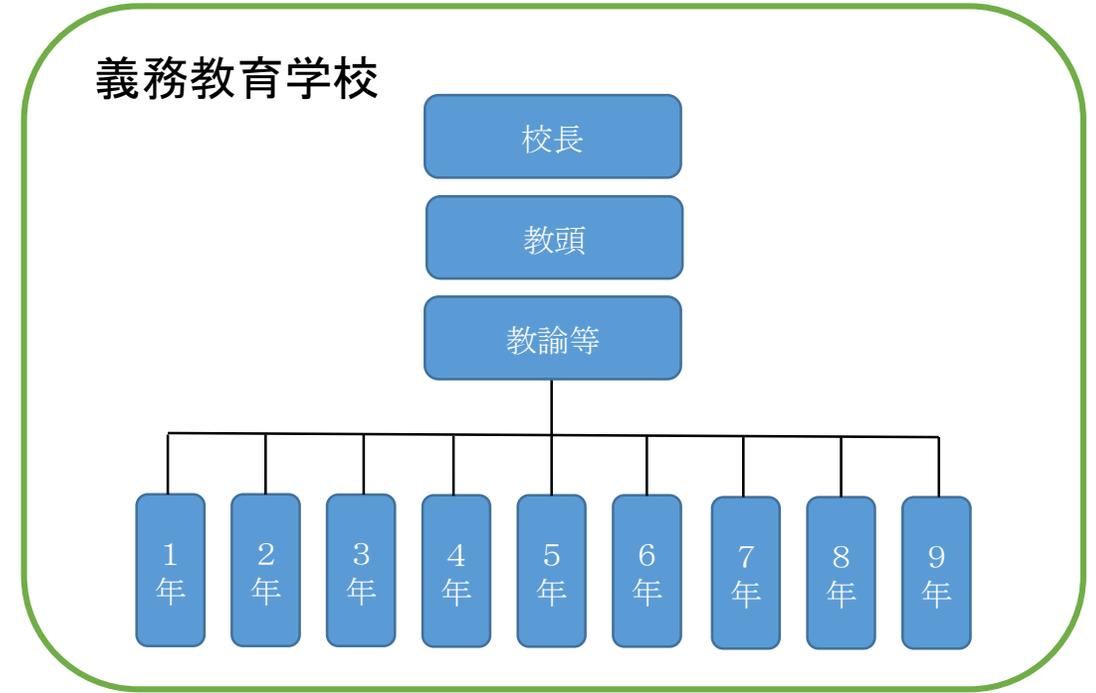
修業年限: 3年

2 義務教育学校へ移行した場合の教職員のイメージ図



統
合

全ての教職員が全ての児童生徒に責任を持って向き合うことができます。



※「教諭等」には、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員が含まれます。
※校長の配置は一人となりますが、副校長・教頭や主幹教諭の配置は、今後決まっていきます。

【参考】表-1 令和6年5月現在の北海道の小中一貫教育の設置・導入状況

	管内数	市町村数	学校数
義務教育学校	9 (9)	22 (21)	28 (25)
※うち十勝	1 (1)	2 (2) (帯広、新得)	2 (2) (大空、富村牛)
小中一貫型小・中学校	12 (12)	28 (27)	52 (中52校、小74校) (51) (中51校、小73校)
※うち十勝	1 (1)	2 (2) (幕別、陸別)	6 (6) (中6校、小10校)

※下段の()は令和5年5月現在

【参考】表-2 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違い

		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型 小学校併設型	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	義務教育学校	-	同一の設置者 異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当面の間、小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	小学校と中学校に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
の教育特例課程	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

2 学校名の決定について

義務教育学校の学校名が決定しました



学校名を決定した流れ

選定

令和5年度 第3回開校準備委員会（令和6年2月26日開催）で、3つの学校名（案）を選定
(1) まくべつ学園 (2) まくべつ学園義務教育学校 (3) まくべつ学園小中学校

アンケート調査

幕別小学校と幕別中学校の全ての児童生徒にアンケート調査を実施

【アンケート調査の集計結果】

(1) まくべつ学園	150名(65.5%)
(2) まくべつ学園義務教育学校	38名(16.6%)
(3) まくべつ学園小中学校	41名(17.9%)

決定

令和6年度 第1回開校準備委員会（令和6年5月7日開催）で学校名（案）を「まくべつ学園」とすることに決定

条例改正

令和6年第2回町議会定例会で、「幕別町立学校設置条例」の一部を改正する条例案を提案し、令和6年6月20日に議会で承認 ⇒ **正式に学校名を「まくべつ学園」とすることに決定**

3 校舎の増改修について

<校舎の増築の考え方>

① 義務教育学校において不足が見込まれる普通教室数の確保

- ・普通教室必要数は、通常学級は9学級（小1～中3）、特別支援学級は13学級が必要です。
- ※令和6年度の特別支援学級数は13学級（小知的2、小情緒3、小言語1、小病弱1、中知的1、中情緒2、中言語1、中肢体1、中病弱1）で、今後も大きな変化はない。

② 1階の中央部分に職員室を配置

- ・義務教育学校のメリットの一つである「教職員が一つの組織」になることは、小学校文化と中学校文化を融合した新しい義務教育学校文化を全員で作ることです。また、従来の小学校と中学校では、一緒になって話し合うことが少なかった教職員同士が、日常的にお互いに対する疑問や子どもの情報の共有、指導の考え方を率直にぶつけ合い、互いの良さを理解し合うことが大切であり、教職員の指導面で非常に有効であるため、一つの部屋で見渡しの良い職員室が必要です。また、児童生徒の登下校の様子確認や来客対応、防犯上の観点からも1階の中央部分に職員室を配置すべきと考えます。

③ 1階と2階からスムーズに移動できる通路(動線)の確保

- ・低学年のうちから「特別教室棟」への移動機会が増えることから、新たに1階と2階からスムーズに移動できる通路（動線）の確保が必要と考えます。

④ 駐車場に近い位置に新たに児童生徒玄関を配置

- ・新たな義務教育学校として、1年生から9年生までの児童生徒を迎え入れる児童生徒玄関を新設します。

＜既存校舎の改修の考え方＞

① 普通教室の配置

・義務教育学校では、教育課程区分を「前期課程6年、後期課程3年」以外にできる特例があり、帯広市の大空学園義務教育学校でもメリットが出ていると言われる、「初等部4年、中等部3年、高等部2年」を検討しており、1階に初等部（1～4年）の4通常学級を確保することが望ましいと考えます。

② 多目的教室(フリースペース)の確保

・これまでも、小中学校において多目的教室を「習熟度別授業」などに活用してきたところではありますが、今後はさらに、新たな学びの場のスタイルを子ども達が考えながら作っていく中で、ゆとりのある使いやすいスペースが必要と考えていることから、これまで以上に多目的教室（フリースペース）が必要と考えます。

③ 異学年交流スペースの設置

・2階に多目的スペースの一部と一体的に活用できるオープンスペース（図書コーナー）を設置することで、異学年が集まる交流スペースとします。

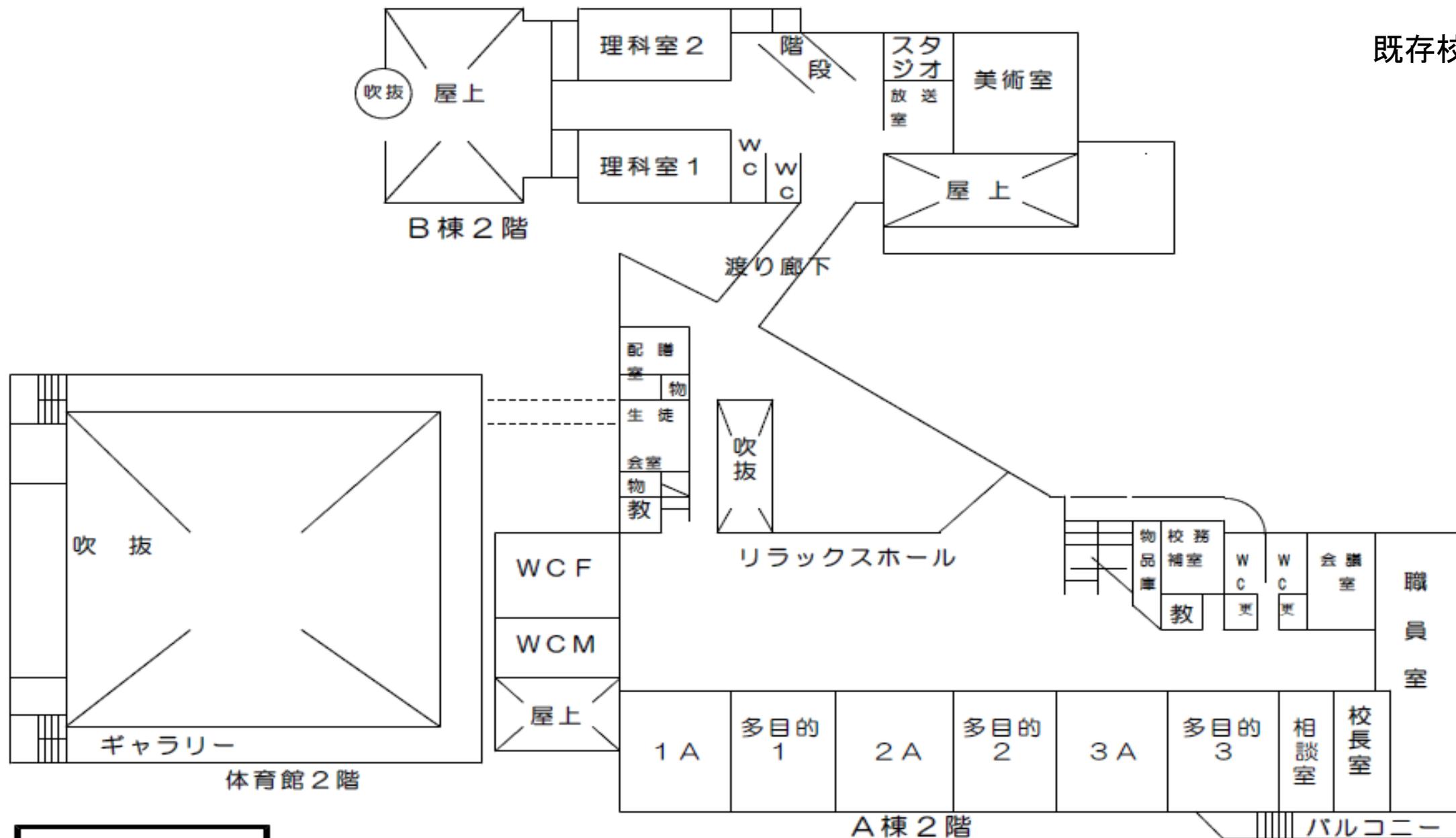
④ その他の改修

- ・屋外トイレを管理上の問題から廃止することとし、1階東トイレを屋外用トイレとします。また、既存の普通教室棟のトイレも清潔感のあるトイレに改修します。
- ・保健室のスペースを広く確保することで、ゆとりのある使いやすい空間とします。
- ・老朽化に伴い、屋上の全面的な防水改修やボイラー更新などを実施します。また、太陽光発電設備の設置やLED照明の設置についても検討します。
- ・小学生用の楽器等を搬入するため、パソコン室を第2音楽室として改修します。

駐車場



1階平面図



2階平面図